

事業再評価対象事業及び評価一覧表

資料 4

都市整備局

※【】内は当初計画又は前回再評価時の内容

No.	事業種別	事業名	事業内容	再評価理由	所在地	事業開始	完了予定	総事業費	既投資額	事業費ベース	進捗率	費用便益分析	局自己評価	所管局の考え方(自己評価)
13	住宅地区改良	長橋住宅地区改良事業	地区面積:1.28ha 不良住宅除却:211戸 改良住宅建設:147戸	④	西成区長橋2丁目の一部	H9	H27【H22】	90【93】	64.7【62.7】	71.88%【67.41%】	用地取得率:69.29% 住宅除去率:73.93% 住宅建設率:53.06%	1.01	事業継続(B)	平成27年度の事業収束をめざして、土地所有者に対し粘り強い交渉を行いながら、用地取得を進め、計画的な改良住宅の建設・施設整備を行っていく。 本事業は、住宅密集市街地内にある、不良住宅の自主建替が困難な地域において限定的に実施している事業であり、地区住民が健康で文化的な生活を営むことのできる、住環境の整備・居住水準の確保、地区周辺エリアも含めた防災力の向上を図るため必要な事業であることから「事業継続(B)」とする。

※1 再評価理由

- ① 国庫補助事業で、所管省庁の基準により事業再評価が必要なもの 0件
 - ② 事業開始年度から起算して5年目の年度において未着工のもの 0件
 - ③ 事業開始年度から起算して5年目の年度において継続中のもの(平成19年度以前に事業開始分)(*) 0件
 - ④ 事業再評価した年度から5年間に経過後の年度で継続中のもの(平成18年度事業再評価実施分)(*) 1件
 - ⑤ 市長が特に必要と認めるもの 0件
- * 平成23年度に事業完了予定のものを除く。

※2 評価の分類

- 事業継続(A) : 完了時期を宣言し、重点的に実施するもの 0件
- 事業継続(B) : (A)より優先度は劣るが、予算の範囲内で着実に継続実施するもの 1件
- 事業継続(C) : (B)より優先度が劣り、限定的な実施にとどまるもの 0件
- 事業休止(D) : 複数年にわたって予算の執行を行わないもの 0件
- 事業中止(E) : 事業を中止するもの 0件